

# 空家所有者のための活用スタートアップ支援事業補助金交付要綱

制定 令和元年6月3日建住政第357号

## (目的)

第1条 この要綱は、空家所有者が、活動団体に地域活用を目的として空家を貸す場合、家財撤去や樹木剪定等に係る費用を補助することにより、空家の適正管理、及び活用促進につなげることを目的とする。

2 補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則(平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

## (用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、補助金規則の例のほか、次の各号に定めるところによる。

### (1) 空家

市内にある一戸建の住宅であり、居住その他の使用がなされていないものをいう。

### (2) 活動団体

市民(在住・在勤・在学)で組織され、市長が別途定める補助金の交付決定又は予定を有し、継続的に活動を行う団体をいう。

### (3) 地域活用

活動団体が、市長が別途定める補助金の交付決定又は予定の目的に即して、空家を使用することをいう。

## (補助対象者の条件)

第3条 補助の対象となる者は、次のすべての要件に該当する者とする。

(1) 当該空家(違反建築物を除く)を所有する者

(2) 当該空家を継続して1年以上、活動団体に地域活用を目的として貸す者

(3) 地域活用の趣旨を理解し、活動団体や周辺住民等とのトラブルを解決できる者

(4) 市税等を滞納していない者、及び暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)でない者

2 前項すべてに該当する者が複数いる場合は、事業及び地域活用の内容について、その全員の同意を得ている者とする。

## (補助対象経費)

第4条 補助対象となる経費は、空家及び空家の敷地内において、地域活用に使用する範囲に限り発生し、補助対象者が支出する、次の各号に該当するものとする。なお、横浜市等から補助金の交付を受けている又は交付が決定している同一の経費は対象外とする。

(1) 家財等の撤去等に係る経費

(2) 樹木等の剪定等に係る経費

### **(補助金の額)**

第5条 補助金額は、消費税（地方消費税を含む）を除いた額とし、当該年度の予算の範囲内で、次のいずれかのうち最も小さい額を限度とする。ただし、その額に1,000円未満の端数がある場合は、それを切り捨てた額とする。

- (1) 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額
- (2) 200,000円

### **(補助金の交付申請)**

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、事業に着手する前に、空家所有者のための活用スタートアップ支援事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる資料を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
  - (2) 当該空家の登記事項証明書
  - (3) 補助対象経費の見積書の写し
  - (4) 当該空家の所有者の住民票
  - (5) 当該空家で居住その他の使用がなされていないことが確認できる書類
  - (6) 市長が別途定める補助金の交付決定又は予定が確認できる書類
  - (7) 空家所有者のための活用スタートアップ支援事業補助金に関する誓約書(第3号様式)
  - (8) 事業着手前の状況を示す写真
  - (9) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、事業の目的及び内容により、前項の申請書に記載すべき事項及び前項に規定する添付書類のうち必要がないと認めるものについては、その記載又は添付を省略させることができる。
- 3 市長は、第1項に規定する書類の提出期限等を別に定めることができる。

### **(補助金の交付決定)**

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、事業の目的及び内容が適正であるかどうか等を調査する。補助金を交付すべきものと認めた場合は、当該補助金の交付を決定し、空家所有者のための活用スタートアップ支援事業補助金交付決定通知書（第4号様式）により、当該申請をした者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要がある場合は、条件を付すことができる。
- 3 市長は、第1項の審査及び調査等の結果により、補助金を交付しないことと決定した場合は、申請者に対し、速やかにその旨を空家所有者のための活用スタートアップ支援事業補助金不交付決定通知書（第5号様式）により通知するものとする。
- 4 申請者は、交付決定通知を受けるまでは、当該申請に係る事業を開始してはならない。

### **(変更等に対する承認等)**

第8条 申請者が交付決定通知を受けた後に、申請事項を変更しようとする場合は、変更に係る事業に着手する前に、空家所有者のための活用スタートアップ支援事業補助金計画変更申請書（第6号様式）に必要書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、変更の内容が軽微な場合には提出を省略することができる。

2 申請者が交付決定通知を受けた後に、事業を取下げしようとする場合は、速やかに、空家所有者のための活用スタートアップ支援事業補助金取下届（第7号様式）に交付決定通知書を添えて市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項に規定する書類の提出期限等を別に定めることができる。

### **(変更の交付の通知)**

第9条 市長は前条第1項の規定による申請が適当であると認めた場合は、空家所有者のための活用スタートアップ支援事業補助金変更交付決定通知書（第8号様式）により、申請者に通知するものとする。

### **(状況報告)**

第10条 市長は、必要があると認める場合は、事業の遂行及び地域活用の状況に関し、申請者から報告を求めることができる。

### **(実績報告)**

第11条 申請者は、事業が完了した場合は、速やかに空家所有者のための活用スタートアップ支援事業補助金実績報告書（第9号様式）に次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書（第10号様式）

(2) 補助対象経費の支出を証する書類の写し

(3) 事業完了後の状況を示す写真

(4) 市長が別途定める補助金が申請時に交付予定だった場合は、交付決定が確認できる書類

(5) 補助対象経費が1,000,000円以上となる工事の請負、物品の購入、事務の委託等を行う場合は、当該契約の相手方が市内事業者であることを証する書類

(6) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項に規定する書類の提出期限等を別に定めることができる。

### **(補助金額の確定)**

第12条 市長は、前条の実績報告書が提出された場合は速やかに、提出された書類を審査するとともに、事業の結果が、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査する。適合すると認めた場合は、交付すべき補助金額を確定し、空家所有者のための活用スタートアップ支援事業補助金確定通知書（第11号様式）により申請者に通知するものとする。

### **(補助金交付の請求)**

第13条 申請者は、前条に定める確定通知書の受領後に、補助金の交付を受けようとする

場合、空家所有者のための活用スタートアップ支援事業補助金交付請求書（第12号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する書類の提出期限等を別に定めることができる。

#### **（決定の取消し及び補助金の返還等）**

第14条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金がある場合は、当該取り消しに係る部分について、その返還を命ずるものとする。

(1) 第2条第2号及び第3号における市長が別途定める補助金の交付を受けられなかった場合

(2) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けた場合

(3) 第8条に定める申請を怠った場合

(4) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合

(5) その他法令、条例、規則又はこの要綱に基づき市長が行った指示に違反した場合

2 市長は、前項の規定による取消しをした場合は、速やかにその旨を補助対象者に通知するものとする。

#### **（入札又は見積の徴収）**

第15条 補助対象者は、補助対象経費が1件あたり1,000,000円以上となることが見込まれる工事の請負、物品の購入、事務の委託等を行う場合は、市内事業者（横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第7条に規定する一般競争入札有資格者名簿における所在区分が市内である者、登記簿における本店又は主たる事務所の所在地が市内である者並びに主たる営業の拠点が市内である個人事業者及び登記簿に登録されていない団体をいう。）により入札を行い、又は2人以上の市内事業者から見積書の徴収を行わなければならない。

#### **（関係書類の保存期間）**

第16条 補助金規則第26条の規定により市長が定める関係書類の保存期間は5年とする。

#### **（その他）**

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和元年6月3日から施行する。

年 月 日

（申請先）

横浜市長

申請者 住 所  
空家所在地  
氏 名

印

### 空家所有者のための活用スタートアップ支援事業補助金交付申請書

空家所有者のための活用スタートアップ支援事業補助金を申請します。

1 事業の目的及び内容

2 交付申請額

\_\_\_\_\_ 円

3 添付書類（□欄に✓を入れること）

- (1)  事業計画書（第2号様式）
- (2)  当該空家の登記事項証明書
- (3)  補助対象経費の見積書の写し
- (4)  当該空家の所有者の住民票
- (5)  当該空家で居住その他の使用がなされていないことが確認できる書類
- (6)  市長が別途定める補助金の交付決定又は予定が確認できる書類
- (7)  空家所有者のための活用スタートアップ支援事業補助金に関する誓約書（第3号様式）
- (8)  事業着手前の状況を示す写真
- (9)  その他市長が必要と認める書類

（注意）

申請者が法人の場合は、申請者欄の氏名に法人名及び代表者氏名を記入してください。

## 事業計画書

1 空家所在地

---

2 事業実施予定経費

(単位：円)

項目	金額	説明
合計		

3 事業実施予定期間

---

4 活動団体名

---

5 活動団体が交付決定又は予定を有する補助の名称

---

6 上記補助の交付決定日又は予定日

---

7 地域活用予定期間

---

- 8 当該空家を地域活用で使用する範囲及び地域活用の内容  
(敷地及び家屋図面に図示し、写真を貼付のうえ内容の説明を記入すること)

年 月 日

### 空家所有者のための活用スタートアップ支援事業補助金に関する誓約書

申請者と活動団体は以下の点について誓約します。

- 1 当該空家について、実績報告書(第9号様式)を提出した日から起算して1年以上、市長が定める補助の目的に即した地域活用に使用します。
- 2 地域活用の趣旨を理解し、周辺住民等とのトラブルを自ら解決します。
- 3 本事業について、必要に応じて市長の求める調査等に協力します。

申請者 住 所  
空家所在地  
氏 名 印

活動団体 住 所  
団 体 名  
代表者氏名 印

(注意)

申請者が法人の場合は、申請者欄の氏名に法人名及び代表者氏名を記入してください。



第 号  
年 月 日

住 所  
空家所在地  
氏 名 様

横浜市長 印

### 空家所有者のための活用スタートアップ支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日に申請のありました空家所有者のための活用スタートアップ支援事業補助金について、次の条件を付して交付することと決定したので通知します。

1 交付決定金額

\_\_\_\_\_ 円

2 交付時期

空家所有者のための活用スタートアップ支援事業補助金交付請求書（第12号様式）により、適正な請求を受けた日から30日以内に交付します。

3 交付条件

- (1) この補助金を他の事業に流用しないこと。
- (2) 決定後に内容を変更しようとする場合は、速やかに変更申請書(第6号様式)を提出すること。
- (3) 決定後に内容を中止しようとする場合は、速やかに取下届(第7号様式)を提出すること。
- (4) 事業が終わり次第、定められた期日迄に実績報告書(第9号様式)その他関係書類を提出すること。
- (5) 補助金額が確定したら、定められた期日迄に交付請求書(第12号様式)を提出すること。
- (6) 剰余金が生じた場合は、速やかに返還すること。
- (7) 虚偽その他不正な手続で補助金の交付を受けた場合には、補助金を返還すること。
- (8) この補助金の用途について、必要に応じて行われる調査に協力すること。
- (9) その他、補助金規則及び空家所有者のための活用スタートアップ支援事業補助金要綱の定めに従うこと。

担当  
電話  
メール

第 号  
年 月 日

住 所  
空家所在地  
氏 名 様

横浜市長 印

**空家所有者のための活用スタートアップ支援事業補助金不交付決定通知書**

年 月 日に申請のありました空家所有者のための活用スタートアップ支援事業補助金については、交付しないことと決定したので通知します。

不交付の理由

担当  
電話  
メール

年 月 日

（申請先）  
横浜市長

申請者 住 所  
空家所在地  
氏 名 印

**空家所有者のための活用スタートアップ支援事業補助金計画変更申請書**

年 月 日 第 号により交付決定通知のありました空家所有者のための活用スタートアップ支援事業補助金に係る事業計画について、次のとおり変更したいので申請します。

- 1 変更の内容
- 2 変更時期
- 3 変更の理由

（注意）  
申請者が法人の場合は、申請者欄の氏名に法人名及び代表者氏名を記入してください。

年 月 日

（申請先）  
横浜市長

申請者 住 所  
空家所在地  
氏 名 印

### 空家所有者のための活用スタートアップ支援事業補助金取下届

年 月 日 第 号により交付決定通知のありました空家所有者のための活用スタートアップ支援事業補助金について、次のとおり取下げしたいので申請します。

#### 1 取下の理由

#### 2 添付書類（□欄に✓を入れること）

- 空家所有者のための活用スタートアップ支援事業補助金交付決定通知書（第4号様式）

#### （注意）

申請者が法人の場合は、申請者欄の氏名に法人名及び代表者氏名を記入してください。

第 号  
年 月 日

住 所  
空家所在地  
氏 名

様

横浜市長 印

### 空家所有者のための活用スタートアップ支援事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日に変更申請のありました空家所有者のための活用スタートアップ支援事業補助金について、次の条件を付して交付することと決定したので通知します。

#### 1 交付決定金額

\_\_\_\_\_円

#### 2 交付時期

空家所有者のための活用スタートアップ支援事業補助金交付請求書（第12号様式）により、適正な請求を受けた日から30日以内に交付します。

#### 3 交付条件

- (1) この補助金を他の事業に流用しないこと。
- (2) 決定後に内容を変更しようとする場合は、速やかに変更申請書(第6号様式)を提出すること。
- (3) 決定後に内容を中止しようとする場合は、速やかに取下届(第7号様式)を提出すること。
- (4) 事業が終わり次第、定められた期日迄に実績報告書(第9号様式)その他関係書類を提出すること。
- (5) 補助金額が確定したら、定められた期日迄に交付請求書(第12号様式)を提出すること。
- (6) 剰余金が生じた場合は、速やかに返還すること。
- (7) 虚偽その他不正な手続で補助金の交付を受けた場合には、補助金を返還すること。
- (8) この補助金の用途について、必要に応じて行われる調査に協力すること。
- (9) その他、補助金規則及び空家所有者のための活用スタートアップ支援事業補助金要綱の定めに従うこと。

担当  
電話  
メール

年 月 日

（報告先）  
横浜市長

報告者 住 所  
空家所在地  
氏 名 印

### 空家所有者のための活用スタートアップ支援事業補助金実績報告書

年 月 日 第 号により補助金の交付決定通知のありました空家所有者のための活用スタートアップ支援事業補助金に係る事業等について、次のとおり報告します。

1 交付決定金額

\_\_\_\_\_ 円

2 添付書類（□欄に✓を入れること）

- (1)  事業報告書（第10号様式）
- (2)  補助対象経費の支出を証する書類の写し
- (3)  事業完了後の状況を示す写真
- (4)  市長が別途定める補助金が申請時に交付予定だった場合は、交付決定が確認できる書類
- (5)  補助対象経費が1,000,000円以上となる工事の請負、物品の購入、事務の委託等を行う場合は、当該契約の相手方が市内事業者であることを証する書類
- (6)  その他市長が必要と認める書類

# 事業報告書

1 空家所在地

---

2 事業実施経費

(単位：円)

項目	金額	説明
合計		

3 事業実施期間

---

4 活動団体名

---

5 活動団体が交付決定を有する補助の名称

---

6 上記補助の交付決定日

---

7 地域活用予定期間

---

8 当該空家で実施した事業の内容

(写真を貼付のうえ内容の説明を記入すること)



第 年 月 日  
号

住 所  
空家所在地  
氏 名 様

横浜市長 印

**空家所有者のための活用スタートアップ支援事業補助金確定通知書**

年 月 日に実績報告のありました空家所有者のための活用スタートアップ  
支援事業補助金については、次のとおり補助金額を確定したので通知します。

補助金確定額

\_\_\_\_\_ 円

担当  
電話  
メール

年 月 日

横浜市長

請求者 住 所  
空家所在地  
氏 名

印

**空家所有者のための活用スタートアップ支援事業補助金交付請求書**

年 月 日 第 号により交付決定通知のありました空家所有者のための活用スタートアップ支援事業補助金について、次のとおり請求します。

請求金額

\_\_\_\_\_ 円

(振込先)

(フリガナ)			
口座名義			
金融機関	銀行 信用金庫 信用組合 農協		支店
預金種別	普通 ・ 当座	口座番号	

(注意)

申請者と同じ口座名義を記入してください。